

日本共産党議員団を代表して、議案第 71 号、議案第 81 号、議案第 102 号に対し一括して反対討論を行います。

議案第 71 号と議案第 81 号は、市直営だった市民図書館と鳥飼図書センターに 2011 年 4 月から指定管理者制度を導入するにあたって、株式会社図書館流通センターを指定管理者に指定し、2011 年からの 5 年間で 5 億円の債務負担行為を行うものです。

今回の指定は、市直営で管理していた公の施設ではじめて、民間企業を指定管理者に指定するもので、その進め方は情報公開と市民参加で慎重にされるべきものでした。

同社を指定管理者にすることで、開館時間の延長、開館日の拡大、そして、同サービスを直営で行った場合と比較して年 3,100 万円の経費削減などメリットを説明されています。

しかし、図書館の利用は原則無料で、指定管理者の収入のほとんどは市からの指定管理料となることから、民間企業が、市民サービス向上をはかりながらその最大目的である利潤を追求しようとするれば、人件費などの経費削減しかなく、それが市民サービスに跳ね返ってくるのが危惧されます。

また、選定委員会、選定基準、選定方法、選定結果、導入後のチェック体制のあり方などの議論や市民・議会への説明責任が不十分、指定管理者指定は拙速です。

市民の読書活動や文化活動の拠点となる図書館において市の主体性が発揮できるのかどうか不明確で公的責任の後退と言わなければなりません。

次に議案第 102 号についてです。

今回の機構改革は、新たな市民負担増と市民サービスの廃止・縮小、公的仕事の外部委託を推進する第 4 次行革実施計画を実行するための体制づくりが最大の目的であります。

1 つは、職員総数についても、市民サービスの向上にとって必要な職員数という点の議論もなしに、今年 4 月時点 691 名を 660 名にするということがまずありきで、同時に、市民にとって利用しやすく、職員にとっても仕事の効率性が高まるかどうかという角度からの議論も不十分だという問題です。

2 つめに、少なくとも、今後 10 年間のまちづくりを推進しようとしているなかで、その中心である職員全体できちんと議論されて来ていないという問題です。ですから、ある職員は今回の機構改革について若い職員さんの中では関心があまりないと感想を述べていました。

3 つめに、今回議決の対象に入らない教育委員会の機構を含め、大きな変更であるのに、議会にも事前に相談・協議もなし提案されていることも問題であります。

以上反対討論とします。